

令和7年第6回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日				令和7年6月25日(水)				
開会場所				鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室				
開 会				令和7年6月25日 午後2時47分				
閉 会				令和7年6月25日 午後3時10分				
議 長				大塚 明夫				
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	欠席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	欠席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	欠席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	欠席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			小林 紀之 ・ 保科 美那子					
議事参与			藤村 弥 ・ 小田嶋 愛 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名
議案第27号 農地法第3条の規定に関する件
議案第28号 農地法第5条の規定による転用許可申請

	顛末 令和 7 年 6 月 2 5 日 開会 午後 2 時 4 7 分
【議長】	これより、令和 7 年第 6 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 1 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	議案書の訂正をお願いします。別紙で配布しました「第 6 回鴻巣市農業委員会提出議案の訂正について」をご覧ください。1 つ目は、5 ページの「(2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」の前に、「(2) 農地法第 5 条の規定による農地転用許可の取消について」を追加してください。2 つ目は、5、6 ページについて、1 つ目の追加に伴い、番号を訂正してください。以上です。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 1 2 番 小林 紀之 委員・番号 1 3 番 保科 美那子 委員をお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 7 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 7 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 4 件 6 筆 番号 2 6 受人は今回、売買により新たに農地を取得し、野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数を 3 0 0 日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 0. 2 6 アールで、自宅から申請地までは約 3 0 メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号２６について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【小川 一彦 推進委員】	番号２６について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、新規参入の促進を図ることにつながり、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２７について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２７ 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されています。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は９００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１７３．０５アールで、自宅から申請地までは約６．０キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【新井 勉 農業委員】	番号２７について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【小川 一彦 推進委員】	番号２７について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２８について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２８ 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は９００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１６８．３５アールで、自宅から申請地までは約６．０キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【新井 勉 農業委員】	番号２８について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【小川 一彦 推進委員】	番号２８について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２９について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２９ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は６００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１０７．３８アールで、自宅から申請地までは約４００メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【秋池 功 農業委員】	番号２９について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【飯野 博文 推進委員】	番号２９について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２７号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２７号について原案のとおり決定いたしました。 続きまして、議案第２８号 農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２８号 農地法第５条の規定による転用許可申請 所有権の移転 １件 １筆 番号２１ 受人は、現在市内にある宗教法人です。今回、現在の駐車場が手狭なため、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話が

	まとめ申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号 21 について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径 1 キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が 40 % を超える区域内の農地であるため、農地区分は第 2 種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷 一海 推進委員】	番号 21 について調査してまいりました。申請地に駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 28 号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 28 号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、会長専決規程第 3 条による専決事項を報告いたします。

	令和7年5月13日～令和7年6月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 1件1筆281.00㎡ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 所有権の移転13件17筆2,858.85㎡ 合計届出件数14件18筆3,139.85㎡ これらは、全て会長専決でございます。 次に、農地法第5条の規定による農地転用許可の取消について、事務局より報告をお願いいたします。 【事務局】農地法第5条の規定による農地転用許可の取消について、1件の報告をいたします。別紙で配布しました「第6回鴻巣市農業委員会提出議案の訂正について」をご覧ください。 この件につきましては、平成15年9月19日に許可されましたが、資金繰りの都合上、転用事業を実施することが困難となったため、令和7年6月3日付けで許可の取消願が提出され、受理しました。 【議長】何かご質問はございませんか。 【一同】（特になし） 【議長】続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。 【会長代理】・公務災害補償制度の加入について ・親睦会暑気払いについて 【議長】最後に事務局から何かありますか。 【事務局】・農業委員会からのお知らせの配布について ・農地パトロールの日程等について ・農業者年金加入推進マニュアル及びパンフレットの配布について
--	--

【議長】	・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について これ을もちまして、令和7年第6回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和7年7月25日（金）午後2時30分より場所は鴻巣市役所にて開催を予定しております。 閉会 午後3時10分
-------------	--